

## 印刷物仕様書

印刷物名	令和7年度生産農家向け畜産業振興事業一覧 (パンフレット)	数量	( 枚 組) 2,500	■部 □枚 □組 □冊 □セット
印刷区分	■オフセット □フォーム □ダイレクト □賞状 □地図 □その他 ( )			
用紙規格 ・ 印刷面 ・ 印刷色	■A □B 4判 (■仕上がり)		□ ｲﾝﾁ× ｲﾝﾁ	□ mm × mm
	【表紙】 kg (紙の厚さ) □上質紙 □コート紙 □アート紙 □レザック □色上質紙 (厚口・特厚口) □その他 ( ) □片面刷/□両面刷 ( 色)			
	【本文】 8 頁 76.5 kg (紙の厚さ) □上質紙 ■コート紙 □アート紙 □OCR用紙 □ノーカーボン紙 (青・黒) (N ) □その他 ( ) □減感 ( 枚目) □裏カーボン ( 枚目) □片面刷 (□モノクロ ( 頁) □2色 ( 頁) □3色 ( 頁) □4色 ( 頁)) ■両面刷 (□モノクロ ( 頁) □2色 ( 頁) □3色 ( 頁) ■4色 ( 8頁))			
	【仕切紙】 枚 □上質紙 □色上質紙 (薄口・中厚口) □その他 ( ) □片面刷/□両面刷 ( 色)			
製本	□無線 (あじろ) とじ ■針金とじ (■中とじ □平とじ) (2カ所) □上製本 □見返し □背文字 □バラ ( 枚帯掛) □穴 ( カ所) □ミシン ( 本) □セット仕上 ( 枚帯掛) □天のり ( 組・枚 1冊) □折り (□二つ折 □三つ折 □巻三つ折 □巻四つ折 □経本折 □観音折) □その他 ( )			
グリーン購入	■適合 □不適合 □対象外			
	【判断基準】 (1)総合評価値80以上の印刷用紙を使用すること。(冊子形状のものについては表紙を除く。) (2)印刷物の用途・目的に支障のない範囲で、可能な限りAランクの資材を使用すること。 (3)報告書、ポスター、チラシ、パンフレット等の印刷物には、リサイクル適性を表示すること。 (4)オフセット印刷については、インキの種類ごとに規定された率以上植物由来の油を含有し、かつ芳香族成分が1%未満の溶剤のみを用いたインキが使用されていること。			
写真	□カラー 点 □モノクロ 点 【内訳】 □支給 [著作権: □無 ( 点) □有 ( 点)] □撮影又はレンタル 点			
イラスト	■カラー10点 □モノクロ 点 【内訳】 □支給 [著作権: □無 ( 点) □有 ( 点)] ■書起し又はレンタル 10点			
支給原稿	【表紙】 □普通紙 □電子データ (使用ソフト: ) 【本文】 □普通紙 ■電子データ (使用ソフト: PowerPoint ) 【イラスト】 □普通紙 □電子データ (使用ソフト: ) 【写真】 □ネガ □プリント □電子データ (使用ソフト: )			
原稿引渡	■受注業者決定時 □令和 年 月 日 (予定)			
校正責任者	所属名 畜産課 担当者 城間 内線 (3232) 外線 (024-521-7366)	校正回数	3 回	
納入期限	令和 7年 3月19日 (水)	データ納品	■要 (形式: PDF ) □不要	
納入場所	福島県農林水産部畜産課	【その他納品先】 □有 ( カ所) ■無		
特記事項	受注者決定時に原稿を引渡します。(参考に昨年度のパンフレットを添付。今年度は8頁となります。) 本業務に伴う著作権は受注者に帰属しますが、発注者はホームページ掲載・内部用資料としての利用に限り、成果物のPDFの提出を求めることができます。 それ以外の二次利用については、別途協議します。			

- (注) 1 必要な仕様は、別紙に具体的に書き入れること。  
2 受注業者は、作業前に校正責任者と打合せを行うこと。  
3 リサイクル適性の表示が必要な印刷物(上記グリーン購入【判断基準】(3)を参照)については、受注業者は速やかに資材確認票を出納局入札用度課に提出すること。

あなたの経営にもきっと役立つ

令和6年度

# 生産農家向け 畜産業振興事業一覧

(独) 農畜産業振興機構 (alic) が実施する事業



施設整備を  
したいけれど  
金銭的に  
踏み切れない...

リース事業を  
活用しませんか?

家畜の疾病が  
不安...

互助事業で万一に  
備えましょう!

毎日の作業が  
多くて大変...

その負担  
軽減できます!

改良したい!

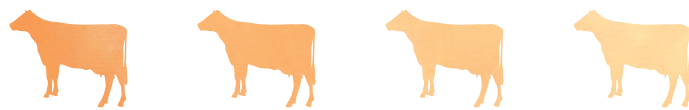
生産基盤を  
強化できます!

# 乳牛の生産基盤強化ができます！

## 酪農経営支援総合対策事業

「後継牛を確保しつつ、飼養環境も整えたい！」そんな時は、こちらの事業の活用がおすすめです。

後継牛確保のための環境整備として、簡易畜舎整備や機械の導入、飼養環境の改善等に対し支援が受けられます。



### 1. 後継牛確保のための環境整備

#### (1) 後継牛確保対策の推進

補助率：1/2以内

- 牛舎の改築を行うための資材、カーフハッチ及び子牛の事故防止のための機器の共同購入又はリース会社からの借受け

補助率：1/2以内

※ 哺乳ロボットの整備又はリース会社からの借受けに要する経費は1/3以内

- 簡易牛舎（牛舎の増築を含む）及び哺乳ロボットの整備又はリース会社からの借受け

#### (2) つなぎ牛舎の改良

補助率：1/2以内

- つなぎ牛舎における牛床の延長、既存繫留具の改良等のための資材を共同購入し、又はリース会社から借り受け、酪農経営体等に対する支給又は貸付け

#### (3) 飼養環境の改善

補助率：1/2以内

- 乳用牛の衛生的で健康及び快適な飼養環境の確保のため、牛舎の環境改善を行う場合の飼養管理資材を共同購入し、又はリース会社から借り受け、酪農経営体等に対する支給又は貸付け

#### (4) 暑熱対策の推進

補助率：1/2以内

- 暑熱の低減を図るため、酪農経営体等に対する技術研修会の開催
- 暑熱対策を行う場合の資材又は暑熱対策機器を共同購入し、又はリース会社から借り受け、酪農経営体等に対する支給又は貸付け

#### (5) 供用期間の延長支援

定額：1千円/頭以内

- 乳用牛の供用期間の延長を図るため、酪農経営体が所有する分娩準備牛に対する削蹄又は乾乳期における乳房炎治療の実施
- 乳用牛に対する乳房炎ワクチンの接種

## 2. 育成牛の事故率低減

定額：1千円/頭以内

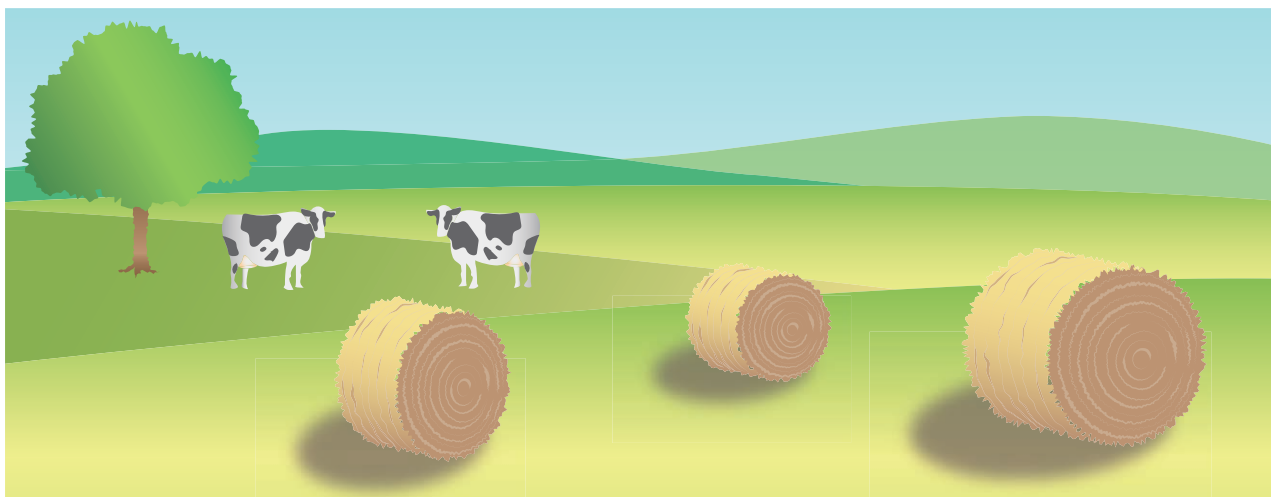
- 乳用育成牛の呼吸器系又は消化器系の疾病を予防するため、酪農経営体等が所有する乳用育成牛に対するワクチンの接種

## 3. 自給飼料の不作に対する代替飼料の共同購入支援

定額：5円/kg以内

- 暑熱等により、飼料作物が生育不良等の被害を受けた場合において、国産の粗飼料や輸入乾牧草等を共同購入し、被害により自給飼料が不足する酪農経営体等に対し供給する取組

取組主体：生産者集団、農業協同組合等



# 酪農労働の省力化を図れます！

## 酪農労働省力化対策事業

「酪農って毎日の作業が多くて大変…」 そう思ったことはありませんか？この事業を使えば、搾乳や飼料給餌等といった経営体ごとの実情に応じて、必要な省力化機械の導入と一体的な施設整備ができます。また、複数戸の酪農家で搾乳等の作業を集中管理する集合搾乳施設の設置もできます。

※この事業を活用するには取組主体である**楽酪応援会議**\*1を設置する必要があります

### \*1.楽酪応援会議とは

地域での安定的な酪農の発展に向け、地域の自主的な取組を促進するため、酪農を営む者、後継牛の預託育成を担う者、事業協同組合、畜産経営支援組織（コントラクター、TMRセンター等）、乳業関連事業者、畜産関係団体その他の地域の酪農関係者が参画する会議です。

## 先進的機器の導入と一体的な施設の整備

### (1) 楽酪応援会議推進事業

定額：3百万円以内

※うち、事業の円滑な推進に係る経費は事業費の1割以内

- 実情に応じ、労働負担軽減・省力化及び飼養管理技術の高度化に必要な計画の策定や機械装置等の選定を行う取組

### (2) 機械装置の導入及び機械装置と一体的な施設整備事業

補助率：1/2以内

※機械導入：1経営体当たり4千万円

施設整備：施設整備に必要な機械装置本体価格の1/2以内

- 省力化機械装置（搾乳ロボット、ミルキングパーラー、搾乳ユニット搬送レーン、自動給餌機、ほ乳ロボット、バンスクレーパー等）の導入及び機械装置の導入と一体的な施設の整備を行う取組

# 和子牛の価格下落負担が軽減されます！

## 優良和子牛生産推進緊急支援事業

「和子牛の値段が低くて収入が…」そんな時は、こちらの事業で負担を軽減できます。この事業では、優良な和子牛を生産するために飼養管理向上に取り組むことで、和子牛の平均価格が発動基準価格を下回った場合に、販売頭数に応じた支援を受けられます。



※令和6年2月時点の情報です。

### 優良和子牛生産推進緊急支援

- 市場等で取引される和子牛のブロック別平均価格が、発動基準（下表）を下回った場合に、飼養管理向上のための取組メニューを行う生産者が販売した和子牛に対して、奨励金を交付。

#### 飼養管理向上のための取組メニュー

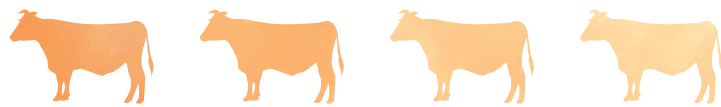
母子共通	子牛	母牛
<ul style="list-style-type: none"> <li>・飼料効率の改善</li> <li>・添加物による栄養補助</li> <li>・駆虫・防虫対策</li> <li>・寒冷・暑熱対策</li> <li>・牛体管理の徹底</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・疾病防止のワクチン接種</li> <li>・疾病の早期治療</li> <li>・栄養状態を強化する</li> <li>・人工哺乳</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・疾病防止のワクチン接種</li> <li>・発情発見機等の活用</li> <li>・高度な栄養管理</li> </ul>

奨励金単価表		発動基準価格			平均価格算定方法	
					期間	範囲
品種区分	黒毛和種	60万円	58万円	57万円	四半期ごと	北海道 東北 本州関東以西・四国 九州・沖縄
	褐毛和種	55万円	53万円	52万円	四半期ごと	全国
	その他の肉専用種 (無角和種、日本短角和種、 これらの交雑種)	35万円	33万円	—	年間	全国
必要取組数		2つ	3つ	4つ		
奨励金単価		1万円/頭	2万円/頭	3万円/頭		

# 肉用牛の生産基盤強化ができます！

## 肉用牛経営安定対策補完事業

「もっと、規模を大きくしたい！」そんな時は、こちらの事業を利用してみてはいかがでしょうか。肉用繁殖雌牛増頭への奨励金や増頭のための施設整備・機材導入に対して支援を受けられます。



### (1) 遺伝的多様性に配慮した改良基盤確保

定額：6万円/頭、9万円/頭（希少系統）

- 地域の改良基盤の強化を推進するため、生産者集団等が遺伝的多様性に配慮した繁殖雌牛を購入し、自ら飼養する場合、又は地域内の繁殖農家等に貸し付ける場合における奨励金の交付

### (2) 繁殖雌牛の増頭に資する簡易牛舎等の整備

補助率：1/2以内

- 生産者集団等が行う繁殖雌牛の増頭に資する簡易牛舎（育成牛舎を含む）の整備及び器具機材等の導入への支援

補助率：1/2以内

※細霧装置は100万円/経営体以内、子牛用ヒーターは70万円/経営体以内

- 生産者集団等が行う子牛の健康維持に資する器具機材（細霧装置、子牛用ヒーター）の導入への支援

取組主体：生産者集団、農業協同組合等

### (3) 飼養頭数の維持・増頭に関する取り組み支援

補助率：1/2以内

※精液8千円/本以内

- 効率的な生産体制構築のための性判別精液及び遺伝的多様性の確保を図るための希少系統の精液を活用した子牛生産の支援

補助率：1/2以内

- 放牧等における繁殖性を向上するための発情発見装置や分娩監視装置等の機器等の導入に係る支援

補助率：1/2以内

※受精卵の採取は1万7千円/回以内

- 遺伝的に優良な雌牛から、受精卵を効率的に確保・利用するための受精卵採取や移植の取組に係る支援





# 養豚の生産基盤強化ができます！

## 養豚経営安定対策補完事業

「安定した養豚経営を目指したい！」そのためには、人工授精の活用、産子数及び飼料効率の向上によるコストの低減を図る必要があります。この事業では、地域における種豚の能力向上に必要な豚種の導入や精液導入、一代雑種母豚導入に対して支援を受けられます。



### 集団的肉豚能力向上支援事業

#### (1) 純粋種豚等の導入

補助率：1/2以内

※産子等の広域的な利用に資する海外純粋種豚の補助単価については40万円/頭以内、それ以外の純粋種豚の補助単価については10万円/頭以内。家畜人工授精用精液の補助単価については1万円/本以内

- 組織的な能力向上を図る豚能力向上推進計画に基づく、産子等の広域的な利用に資する海外純粋種豚その他の純粋種豚又は純粋種豚生産のための家畜人工授精用精液の導入

#### (2) 一代雑種雌豚の導入

補助率：1/2以内

※2万円/頭、30頭/経営体が上限。また、両親のいずれかが種豚登録されているものであって、もう一方の親（種豚登録されていないもの）が、全国的な遺伝的能力評価を受けた豚は5頭を上限

- 純粋種豚の能力向上に寄与するための一代雑種雌豚の導入

取組主体：生産者集団、農業協同組合等

# リース負担を軽減できます！

## 畜産高度化推進リース事業

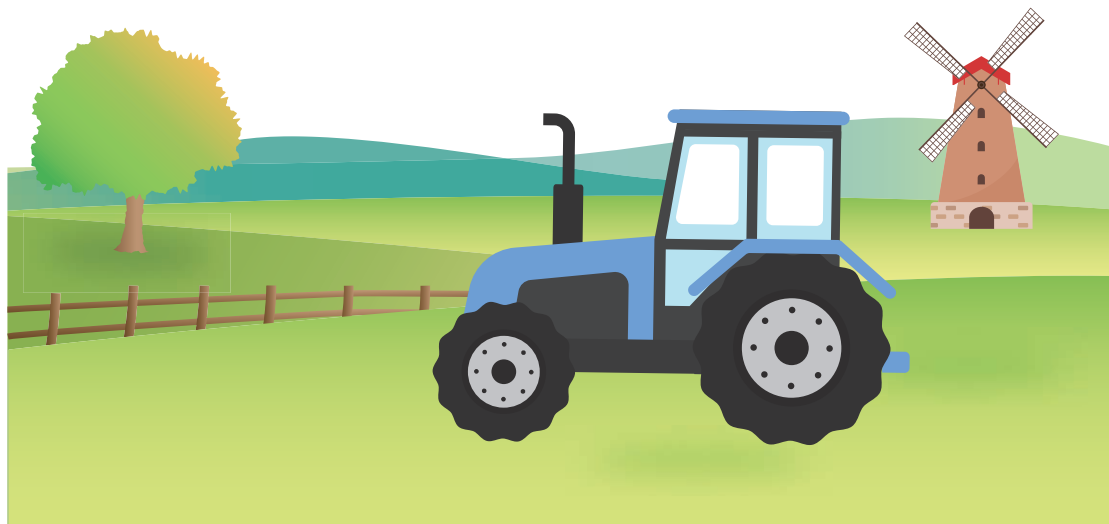
畜産経営をする上で避けては通れない「排せつ物の適正管理」や「飼養衛生管理基準の遵守」。こういった項目を達成するための改築や設備の導入には多額の資金が必要となります。そこで、まずはリースから始めるのはいかがでしょうか。この事業では、そうした施設・機械のリースについて、金利負担の軽減や、保証保険料及び損害保険料の支援を受けられます。

### 1.畜産環境対策リース事業（定額）

畜産経営に係る環境対策と畜産経営の健全な発展を図るため、畜産農家等に対して、家畜排せつ物処理施設及び飼養衛生管理基準の遵守に必要な施設等を貸し付けるとともに、借受者が加入する保証保険に係る保証保険料相当額及び損害保険に係る損害保険料相当額について支援する。

### 2.畜産整備リース事業

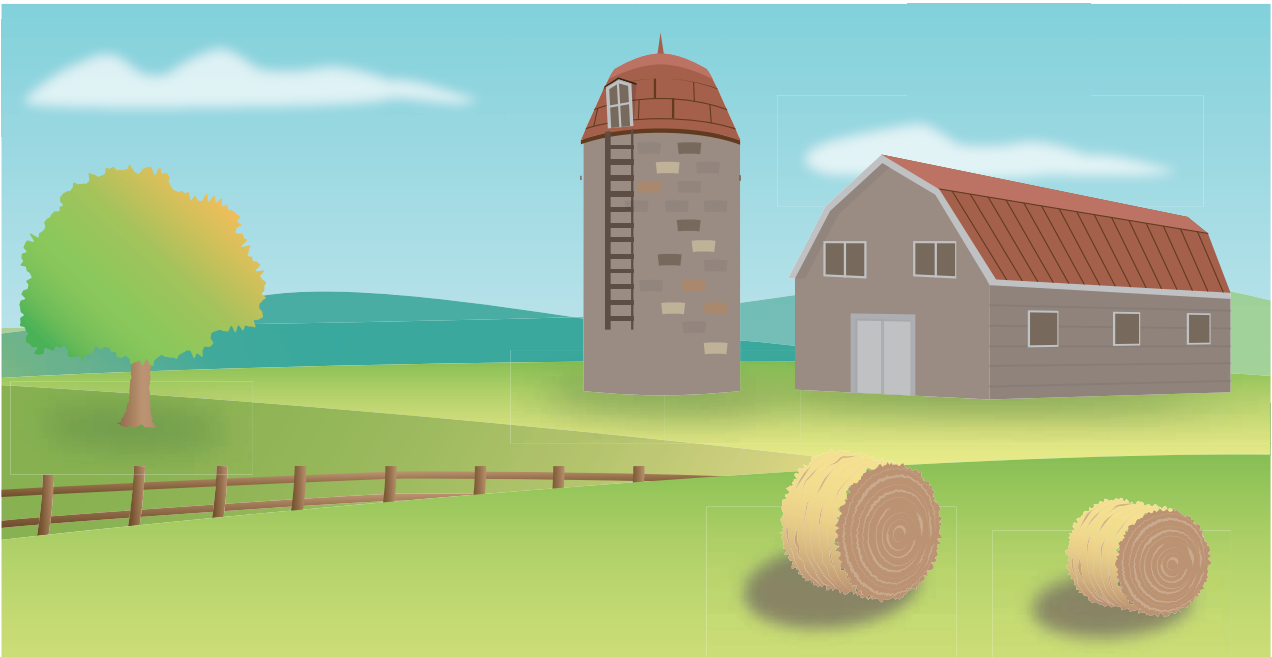
畜産経営に係る環境対策と畜産経営の健全な発展を図るため、畜産農家等に対して、畜産環境整備に必要な施設等を貸し付ける。



## 堆肥舎等が長く使えます！

### 堆肥舎等長寿命化推進事業

「堆肥舎や乾燥舎を長く使えるようにしたい」そんな時に。この事業を使えば、堆肥舎、乾燥舎、発酵舎、汚水処理施設、脱臭施設（機械・装置は含まない）の長寿命化のための補修等を行うことができます。



### 堆肥舎等の長寿命化のための補修の実証、簡易な堆肥化処理施設の整備支援

#### (1) 地域における堆肥舎等の長寿命化のための補修等の実証に係る調査、検討等 定額

- 地域の畜産農家の堆肥舎等の経年劣化の状況の把握、畜産経営継続のために必要となる堆肥舎等の補修又は簡易な堆肥化処理施設の整備の実証のための手法検討及び実証、並びに、その成果を取りまとめて地域に普及する取組

#### (2) 堆肥舎等の長寿命化のための補修の実証の取組に必要な資材の提供 1/2以内

※資材費：1万円/m<sup>2</sup>以内

- 取組主体が行う、補修の実証を行う取組に要する資材を調達する取組

取組主体：実証に取り組む畜産農家と同じ畜種の畜産農家3戸以上が参加する都道府県等を区域とする集団

# 万一に備えて、互助事業に参加しましょう！

## 家畜防疫互助基金支援事業

感染力が強力な疾病（口蹄疫、牛疫、牛肺疫、豚熱、アフリカ豚熱、高病原性・低病原性鳥インフルエンザ）は一度発生すると経営に大きく影響します。万が一こういった疾病が発生した場合に備えて、経営再開までに必要な経費を確保するためにも、互助事業に参加してみるのはいかがでしょうか。

区分	種類	細分類	1頭(羽)あたりの積立金単価	1頭(羽)あたりの互助金の上限単価	
				経営支援互助金	焼却・埋却等互助金
乳用牛	乳用牛(24ヶ月齢以上)	乳用雌牛(24ヶ月齢以上)	¥245	¥200,000	¥74,000 (¥37,000)
	乳用牛(24ヶ月齢未満)	乳用雌牛(12ヶ月以上24ヶ月齢未満)	¥90	¥27,000	
雌子牛(12ヶ月齢未満)		¥23,000			
肉用牛	肉専用種	繁殖雌牛(24ヶ月齢以上)	¥235	¥198,000	
		繁殖雌牛(12ヶ月以上24ヶ月齢未満)	¥125	¥56,000	
		肥育牛(12ヶ月齢以上)			
		子牛(12ヶ月齢未満)			
	交雑種	肥育牛(12ヶ月齢以上)	¥95	¥32,000	
		子牛(12ヶ月齢未満)		¥32,000	
乳用種	肥育牛(12ヶ月齢以上)	¥90	¥27,000		
	子牛(12ヶ月齢未満)		¥23,000		
豚	家族型	繁殖用種豚	¥340	¥49,000	¥4,000 (¥2,000)
		肥育豚(21日齢以上)	¥60	¥10,000	
	企業型	繁殖用種豚	¥380	¥56,000	
		肥育豚(21日齢以上)	¥70	¥11,000	
鶏	家族型	採卵鶏(成鶏120日齢超)	¥7.5	¥790	¥80
		採卵鶏(育成鶏120日齢以下)	¥3	¥370	
		肉用鶏	¥0.2	¥25	
		種鶏(成鶏120日齢超)	¥9	¥1,020	
	企業型	種鶏(育成鶏120日齢以下)	¥4	¥470	
		採卵鶏(成鶏120日齢超)	¥10	¥970	
		採卵鶏(育成鶏120日齢以下)	¥4	¥450	
		肉用鶏	¥0.3	¥30	
		種鶏(成鶏120日齢超)	¥12	¥1,300	
		種鶏(育成鶏120日齢以下)	¥6	¥600	

※令和6年2月時点の情報です。変更される場合があります。

### 1.経営支援互助金

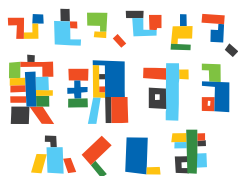
契約対象農場において、該当農場の経営を再開する場合に、家畜の導入を完了するまでに要する空舎部分の固定経費等を支援します。

### 2.焼却・埋却等互助支援金

殺処分した家畜・家禽を焼却・埋却等するために、生産者自ら負担した経費を支援します。

※「患畜」「疑似患畜」として焼却・埋却費用の1/2交付を受けた場合は( )の単価

本誌に掲載した事業は、(独)農畜産業振興機構(alic)が実施しているものの一部抜粋です。  
また、掲載内容は、令和6年2月時点の各事業実施要綱などを基に作成しています。



## <お問い合わせ先>

### 福島県農林水産部畜産課

〒960-8670 福島市杉妻町2-16  
TEL 024-521-7366

### 県北農林事務所 農業振興普及部

〒960-8670 福島市杉妻町2-16  
TEL 024-521-2609

### 会津農林事務所 農業振興普及部

〒965-8501 会津若松市追手町7-5  
TEL 0242-29-5307

### 県北農林事務所 伊達農業普及所

〒960-0634 伊達市保原町大泉字大地内124  
TEL 024-575-3181

### 会津農林事務所 喜多方農業普及所

〒966-0901 喜多方市松山町鳥見山字下天神6-3  
TEL 0241-24-5742

### 県北農林事務所 安達農業普及所

〒964-0915 二本松市金色424-1  
TEL 0243-22-1127

### 会津農林事務所 会津坂下農業普及所

〒969-6506 河沼郡会津坂下町大字見明字南原881  
TEL 0242-83-2112

### 県中農林事務所 農業振興普及部

〒963-8540 郡山市麓山1-1-1  
TEL 024-935-1321

### 南会津農林事務所 農業振興普及部

〒967-0004 南会津郡南会津町田島字根小屋甲4277-1  
TEL 0241-62-5264

### 県中農林事務所 田村農業普及所

〒963-7704 田村郡三春町大字熊耳字下荒井176-5  
TEL 0247-62-3113

### 相双農林事務所 農業振興普及部

〒975-0031 南相馬市原町区錦町1-30  
TEL 0244-26-1151

### 県中農林事務所 須賀川農業普及所

〒962-0823 須賀川市花岡34-2  
TEL 0248-75-2181

### 相双農林事務所 双葉農業普及所

〒979-1111 双葉郡富岡町小浜481  
TEL 0240-23-6474

### 県南農林事務所 農業振興普及部

〒961-0971 白河市昭和町269  
TEL 0248-23-1565

### いわき農林事務所 農業振興普及部

〒970-8026 いわき市平字梅本15  
TEL 0246-24-6162